

別添

## 保育士等の配置特例の概要について

### 1 趣旨

国は、待機児童対策が喫緊の課題であり、保育の受け皿の拡大、保育の担い手の確保が依然として必要とされている状況をとらえ「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足している状況」とし、この状況が継続していると考えられる間を「当分の間」として保育士等の配置に係る特例を定めており、今般、市もこれに準じた形で特例を定めることとしました。

保育士等の配置に係る特例は、保育の担い手の裾野を一定条件下において広げることにより、保育の質を落とさず、保育事業の継続を可能とすることを目的とするものです。

### 2 特例の根拠

- ・ 川越市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例附則第4項から第8項まで
- ・ 川越市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例附則第5条から第9条まで
- ・ 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第6項から第9項まで
- ・ 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例附則第2項から第7項まで  
上記それぞれに規定する職員配置に係る特例（以下「職員配置特例」という。）。

### 3 特例の対象となる施設、期間等

#### (1) 対象施設・事業

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業  
※ ただし、本市の実地指導・監査において改善勧告や改善命令を受けており、3年経過していない場合は、本特例を適用しないよう努めてください。

#### (2) 期間

令和5年4月1日から当分の間

※ この特例は、国の基準に基づき、「1 特例の趣旨」をふまえ緊急的・時間的な対応策として実施することとなっているものです。本市における状況の変化や、国の基準が改正された場合等には、特例を廃止する可能性もあるため、あくまで特例であることを念頭に、持続可能な運営体制を構築するよう努めてください。

#### 4 特例の内容

特例A 保健師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の活用

特例B 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置

特例C 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用

特例D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

※ 小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業については、特例Aは対象外です（特例ではなく、基準として1名を保育士としてみなすことが可能なため）。

##### 特例A 保健師・看護師・准看護師（以下「看護師等」という。）の活用

看護師等を1人に限って保育士としてみなすことができる特例です。ただし、在籍乳児数が3名以下の場合、以下条件すべてに合致する必要があります。

条件

1. 看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行うこと。
2. 保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が保育を行う場合、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了していること。

##### 特例B 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士等の配置

現行基準では、最低でも2名以上の保育士等の配置が必要とされていますが、朝夕等の児童が少数となり、計算上配置が必要な保育士等の数が1名となる時間帯に限り、2名のうち1名を、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者（★）」に代えることができることとする特例です。

##### 特例C 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の活用

以下条件すべてに合致する者を保育士等とみなすことができることとする特例です。

条件

1. 幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者。
2. 就業時点で子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）。以下「支援員研修」という。）を修了している者、又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する予定の者。

※ 各資格の専門性を十分に発揮するという観点から、当該特例を活用の場合は

幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心とした保育に従事させるよう努めてください。

#### 特例D 保育の実施に当たり必要となる保育士等の配置

1日8時間を超えて保育所等を開設するため、利用定員の総数に応じて基準上配置しなければならない保育士等の数よりも多くの保育士等を配置する施設においては、追加で配置する保育士等の数の範囲内で、「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者(★)」を保育士等とみなすことができることとする特例です。

注意：特例Bを除き、保育士等とみなすことができる職員数は、各時間帯において、必要となる保育士等の数の3分の1を超えない人数までとなります。

★「市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者」は次のいずれかを満たす者とします。

1. 職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者。
2. 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第23条第2項に規定する家庭的保育者。
3. 保育所等(注)で、常勤で1年(非常勤の場合は1,440時間)以上、児童の保育に関する業務に従事した経験を有する者であって、職員配置特例に基づく職員として施設に就業する日の時点で支援員研修を修了している者又は就業の日の翌日から起算して1年以内に支援員研修を修了する見込みの者。

注1 幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認可外保育施設(ナーサリールームや家庭保育室、企業主導型保育事業など)。

(居宅訪問型保育事業、ベビーシッターは対象外)

## 5 特例の適用に係る手続

### (1) 届出

特例の適用、変更、終了にあたっては、市への届出をお願いします。

- ①特例を新たに適用する場合(様式1号)
- ②①の内容に変更が生じる場合(様式2号)
- ③特例の適用を終了する場合(様式3号)

### (2) 届出時期

- ①、②については事前(おおむね1ヶ月前まで)、③については事後

## 6 特例適用の場合の留意事項

施設運営者は、職員配置特例に基づく職員が当該施設で就労するに当たって必要となる知識及び技術を習得し、職員間の連携が十分に図れる体制を確保するため、当該職員を指導する保育士の選任や施設内研修等の実施、事務の引継ぎその他必要な措置を講じてください。

## 7 特例を適用している施設に対する調査等

職員配置特例を適用している施設に対しては、特例の運用状況を確認するため、抜き打ちを含む立入調査のほか、状況の聞き取り、資料の提供依頼などを行う場合があります。

参考：認可の年齢別職員配置基準（川越市基準）

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
必要職員 子：職員	3：1	6：1	6：1	20：1	30：1	30：1

※ 各年齢の児童数を年齢別保育士配置基準数で割り、小数点以下1位未満の端数切捨てた職員を配置。なお、合同保育の場合はこの数字を合算し、小数点以下の端数を四捨五入する。

### 特例A事例

※0～2歳を合同保育、3、4、5歳をそれぞれ別室で保育の場合

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2	6	7	15	15	15	60

↓

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
0.6	1	1.1	1	1	1

⇒0～2歳（0.6 + 1 + 1.1）⇒2.7⇒3人

3 + 1 + 1 + 1 = 6 ⇒保育士6人必要

⇒うち1名を看護師等とするみなし可、ただし、乳児3人以下であるため、保育所等での勤務経験が概ね3年以上か、支援員研修を受講している看護師等であることが必要。また、看護師等が保育を行う場合、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育することが必要。

## 特例B事例

- ① 早朝の時間帯 0歳児2名、1歳児1名  
 $\Rightarrow 0.6 + 0.1 = 0.7 \Rightarrow$ 保育士1名必要（特例適用○）
- ② 夕方の時間帯 0歳児2名、1歳児4名、2歳児2名  
 $\Rightarrow 0.6 + 0.6 + 0.3 = 1.5 \Rightarrow$ 保育士2名必要（特例適用×）
- ③ 土曜日保育 0歳児1名、1歳児5名  
 $\Rightarrow 0.3 + 0.8 = 1.1 \Rightarrow$ 保育士1名必要（特例適用○）

## 特例D事例

- ① 定員90人保育所で、合同保育を行わない場合

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	12	12	20	20	20	90

↓

必要職員数（最低基準）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2	2	2	1	1	1	9

- ・ ①の場合、認可の最低基準で定める保育士数は常勤換算で9名であり、保育士資格を有する者を採用する必要があります。
  - ・ ①の場合、実際に採用する保育士数が仮に12名だとすると、12名－9名＝常勤換算3名までを市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができます。
  - ・ ただし、各時間帯において、実際に預かる子どもの数に応じて必要となる保育士数の2/3以上は保育士資格を有する者とする必要があります。
- ※ 例えば、90人全員がいる時間帯においては、必要保育士は9名であるため、このうち保育資格を有する者は6名必要（特例活用は上限3名）です。

- ② 定員19人小規模保育事業A型で、全体で合同保育をする場合

0歳	1歳	2歳	合計
3	8	8	19

↓

必要職員数（最低基準）

0歳	1歳	2歳	加算分	合計
1.0	1.3	1.3	1	4.6 $\Rightarrow$ 5

- ・ ②の場合、認可の最低基準で定める保育士数は常勤換算で5名であり、保育士資格を有する者を採用する必要があります。
- ・ ②の場合、実際に採用する保育士数が仮に8名だとすると、8名－5名

＝常勤換算3名までを市長が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができます。

- ・ ただし、各時間帯において、実際に預かる子どもの数に応じて必要となる保育士数の2/3以上は保育士資格を有する者とする必要があります。
- ※ 例えば、19人全員がいる時間帯においては、必要保育士は5名であるため、このうち保育資格を有する者は4名必要（特例活用は上限1名）です。